

# 消費者被害



～正しい知識で賢い消費者に～

だまされない  
ための

## 心得5か条

### 2 うまい話は まず疑う

うまい話はそうそう転がっていません。うっかり話に乗って大切な財産を失わないように気をつけましょう。



### 3 気軽に財産の 内容を教えない

ふところ具合を尋ねる業者は要注意です。また、預金通帳や印鑑をうかつに業者へ渡してはいけません。



### 4 署名、押印は うかつにしない

契約するときは、契約書をよく読み内容を確認めましょう。また、契約書類は大切に保管しておきましょう。



### 5 迷ったら一人で 悩まず、まず相談

契約する前に家族や友人と相談しましょう。困ったことがあったらできるだけ早く消費者相談窓口へ相談しましょう。



## 長野県消費生活センター

長野 ☎026-223-6777 (〒380-0936 長野市大字中御所字岡田98-1 FAX 026-223-6771)

松本 ☎0263-40-3660 (〒390-0852 松本市大字島立1020 松本合同庁舎内 FAX 0263-40-3701)

飯田 ☎0265-24-8058 (〒395-0034 飯田市追手町2-641-47 FAX 0265-21-1703)

上田 ☎0268-27-8517 (〒386-8555 上田市材木町1-2-6 上田合同庁舎内 FAX 0268-25-0998)

長野県消費生活情報ホームページ

<http://www.nagano-shohi.net/>

消費者ホットライン

☎0570-064-370

※お近くの消費生活相談窓口(県又は市町村)をご案内します。

# あなたを狙う 問題商法の手口

## 不当請求

パソコンや携帯電話、スマートフォンから閲覧できるアダルトサイトなどで、利用料金や利用規約を明確にせず、消費者がクリックすると即座に「契約完了」「料金請求」などと表示し、高額な料金を不当に請求する手口。請求画面が消えないといったトラブルも発生しています。

【トラブルが多い商品・サービス】

アダルトサイト、芸能人サイト、アニメサイト

### アドバイス ともかく支払わず相手に連絡しない!

連絡すると名前や電話番号などの個人情報を聞き出され、次の被害につながるおそれがあります。請求画面が消えないトラブルは、お使いのパソコンメーカーのサポートセンターに問い合わせるか、独立行政法人情報処理推進機構のホームページ (<http://www.ipa.go.jp/security/topics/alert20080909.html>) を参照してください。



## 無料商法

「無料サービス」「無料体験」「無料で閲覧」など「無料」であることを強調して勧誘し、最終的に商品やサービスを契約させる商法。

【トラブルが多い商品・サービス】

占いサイト、アダルトサイト、エステ

### アドバイス 「無料」という言葉を簡単に信じない!

「無料」と書いてあっても、規約などをよく読み、安易に登録や申込みをしないようにしましょう。



## 当選商法

「懸賞金が当たった」「当選した」「景品が当たった」などと特別な優位性を強調してお金を支払わせる商法。

【トラブルが多い商品・サービス】

海外宝くじ、モニター

### アドバイス 自分だけ特別ということはありません!

うまい話が見ず知らずの人から届くことはありません。海外宝くじを日本国内で授受すると、購入者も違法性を問われる可能性があるので絶対に申し込まないでください。クレジットカード番号や個人情報も教えないようにしましょう。



# 点検商法

「点検に来た」「無料で点検する」といって訪問し家に上がり込み、「ふとんにダニがいる」「工事が必要」などと不安をあおり、商品やサービスを契約させる商法。公的機関をかたることも。

【トラブルが多い商品・サービス】

ふとん類、屋根工事、シロアリ



**アドバイス** 「無料」「格安」にはご用心!

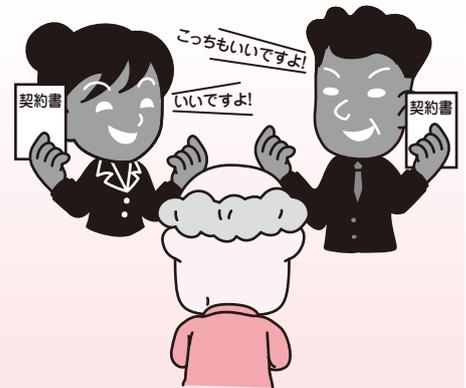
不安をあおられても、すぐに契約はせずに知り合いの業者や信頼の置ける業者に本当に工事が必要か確認するようにしましょう。契約してしまってもクーリング・オフ期間内であれば契約解除ができます。

# 次々販売

言葉巧みに近づいて、消費者が一度契約すると、必要のない商品やサービスを次々と販売して過剰な量の契約をさせる手口。複数の業者が入れ替わりで次々に販売するケースも。

【トラブルが多い商品・サービス】

ふとん類、健康食品、リフォーム工事



**アドバイス** 必要がないものははっきり断る! 特に1人暮らしの高齢者は注意!

認知症などの症状が見られる場合は、成年後見制度の利用も検討してください。

# 利殖商法(「もうかります」商法)

「値上がり確実」「必ず儲かる」など利殖になることを強調して、投資や出資を勧誘する手口。勧誘する業者とは別の業者が「高値で買い取る」「パンフレットが届いたら電話がほしい」「購入のために名義を貸してほしい」などと消費者の投資意欲をあおり、商品や権利を購入するように仕向ける「劇場型」の手口や過去に投資などで被害にあった人に対して被害回復をうたい、さらにお金をだまし取るうとする「二次被害」も。

【トラブルが多い商品・サービス】

未公開株、社債、外国通貨



**アドバイス** 「必ず儲かる」「損を取り戻す」という話は疑う!

必ず儲かるという話はありません。また、被害回復ができるといううまい話もありません。取引や事業の内容が理解できない場合は契約しないようにしましょう。また、契約や支払いを急がせる話は大変危険ですので慎重に返事をするようにしましょう。

# 催眠(SF)商法

「景品をプレゼントします」「健康によい話をする」といって人を集め、閉め切った会場で日用品などを次々と無料で配り、雰囲気を盛り上げ興奮状態にして、最終的に高額な商品売りつける商法。

【トラブルが多い商品・サービス】

ふとん類、健康食品、電気治療器

**アドバイス** 会場に行かないのが一番!

景品につられると、相手のペースに巻き込まれます。ただより高いものはありません。



# マルチ商法

「この商品売れば儲かるから」といって、知人などを販売員に勧誘し、その知人が別の知人を販売員に勧誘して組織を拡大しながら、商品を購入させる商法。

【トラブルが多い商品・サービス】

健康食品、化粧品、投資用教材ソフト

**アドバイス** 「簡単に儲かるから」というおいしい話には危険がいっぱい!

勧誘時の成功話と違って、思うように販売員が獲得できず、結局売れない商品を抱え込んでしまうことになりかねません。借金をしたり、人間関係を壊すことにもつながります。



# サイドビジネス(内職)商法

「自宅でできて、しかも高収入」「資格・技術を身につけて在宅ワーク」などと勧誘して、実際は高額な教材などを売りつける手口。収入はほとんど得られないうえ、支払だけが残る。インターネットを利用した「手軽な副業」にも要注意。

【トラブルが多い商品・サービス】

健康食品、化粧品、ホームページ作成

**アドバイス** 「在宅で高収入」「仕事のために教材が必要」という場合は要注意!

自分で努力せずに簡単にお金が儲けられるといううまい話はありません。高額な教材の契約は慎重にしましょう。



# これだけは知っておこう! 契約の基礎知識

私たちは、毎日の生活の中で意識していなくても様々な「契約」をしています。契約に関する基礎知識を身につけておくことは、様々な契約トラブルや新しい巧妙な手口の悪質商法の被害を未然に防ぐことにつながります。

## 身近な契約



スーパーで野菜を買う  
売買契約



電車、バスに乗る  
運送契約



会社で働く  
雇用契約

## 契約とは

### ○法的な責任が生じる「約束」のこと

あなたが申込みをし、相手が承諾すれば契約は成立します。

契約をするかしないか、どのような契約を結ぶかは自由に決められますが、一方的に契約を結ぶことはできません。

### ○「約束」をしたらきちんと守る、守れない「約束」はしない

契約が成立するとお互いに契約の内容を守らなければなりません。契約はお互いに内容を納得していれば、口約束だけでも成立します。

ただし、公序良俗に反するような内容の契約は無効です。

### ○契約書の意味は？

契約額が高額だったり、契約内容が複雑な場合などには契約書が作成されます。書面にした方が内容も明確になり、トラブルも少なくなるからです。

契約書はよく読んでサインするようにしましょう。

いったん契約すると、正当な理由がない限り、一方的にやめることはできません。ただし、クーリング・オフ制度のほか、次のような場合は条件次第で契約の解除や取り消しができます。

- ①重要な事項について、事実と異なる説明をされて契約した
- ②不確実なことを「絶対もうかる」「損することはない」などと説明されて契約した
- ③事業者が帰ってくれない、販売会場等から出してくれないので困って契約した
- ④だまされたり、うそによる誤解をして契約した
- ⑤脅されたり、威嚇されたことにより、怖くて契約した
- ⑥未成年者が、親権者の同意を得ずに契約した
- ⑦認知症などにより十分な判断能力がない者が契約した

契約してしまったが、解約したい…。そんな時は**消費者の強い味方**

# 「クーリング・オフ」制度 を利用しましょう。

「クーリング・オフ」  
できるかしら…?



「クーリング・オフ」とは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。

## クーリング・オフの効果

- ①支払った代金は全額返金され、違約金等も請求されません。
- ②商品等の引き取りにかかる費用は販売会社の負担になります。

### 【ハガキの書き方例】

□□□□□□□□	
<b>契約解除(申込み撤回) 通知書</b>	(販売会社) 代表者様
契約日(申込日) 平成〇〇年〇〇月〇〇日	(販売会社住所)
商品・役務名 〇〇〇〇	
契約金額 〇〇〇〇円	(特定記録)
販売会社名 株式会社〇〇〇〇	
上記契約を解除します。	(販売会社住所)
すみやかに支払い済みの〇〇〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。	
平成〇〇年〇〇月〇〇日	(契約者住所)
(契約者住所)	
(契約者氏名)	(契約者氏名)



## クーリング・オフの方法

- ①ハガキに書いて両面をコピーし、控えとして大切に保管してください。
- ②ハガキは送ったことが証明できるように郵便局から「特定記録」で出しましょう。
- ③クレジット契約をした場合は、クレジット会社あてにも出しましょう。

## クーリング・オフができないもの

- ①自分から店舗に出向いたり、広告を見て自分から申し込む取引
- ②通信販売  
(インターネットショッピング、テレビショッピングなど)での取引
- ③総額が3,000円未満の現金取引
- ④消耗品(健康食品、化粧品など)で使用した分
- ⑤訪問購入のうち、車、大型家電、書籍など

## クーリング・オフができる期間

### (注1)

期間は契約書面を受け取った日を含めて計算します。

### (注2)

販売会社のウソや脅しによってクーリング・オフを妨害された場合や契約書面を交付されていない場合は、期間を過ぎていても、その妨害が解消されるまではクーリング・オフができます。

取引内容	期間
訪問販売 (キャッチセールス、アポイントメントセールス、催眠(SF)商法含む)	8日間
電話勧誘販売	
特定継続的役務提供 (エステティックサロン、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚情報サービス)	
訪問購入(買取り)	20日間
連鎖販売取引(マルチ商法)	
業務提供誘引販売取引(内職・モニター商法)	